

千葉市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和3年8月5日

千葉市監査委員	大 木 正 人
同	宮 原 清 貴
同	小松崎 文 嘉
同	麻 生 紀 雄

3千総業第124号

令和3年8月2日

千葉市監査委員 大 木 正 人 様
同 宮 原 清 貴 様
同 小松崎 文 嘉 様
同 麻 生 紀 雄 様

千葉市長 神谷 俊一

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成 26 年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（８法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（２法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第 3 外部監査の結果 II 各論

II - 3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果

2. 財政的支援について (3) 結果 ①補助金の精算手続きについて

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ア. 他会計振替額の自主財源参入について【スポーツ振興財団・スポーツ振興課】（報告書 P90） 平成 25 年度のスポーツ振興財団への補助金の精算手続において、収益事業の 2 分の 1 超の繰入れは任意であるという理由により、海洋事業からの他会計振替額の収益事業の 2 分の 1 のみが自主財源として計上されていた。しかし、実際に収益事業から公益事業に繰入れが行われ、当該繰入額の少なくとも一部は補助金の交付対象である公益事業の財源として実際に充てられていたことから、合理的な額を補助金の精算額に反映させるべきであった。 他会計振替額の算入の可否等、補助金の精算手続及び精算額の算定方法が補助金交付要綱等によって明確化されていないため、スポーツ振興財団とスポーツ振興課で協議の上、明確化されたい。その際には、収益事業の他会計振替額（2 分の 1 超分を含む。）のうち、補助金の交付対象である公益事業の財源として充当される額を自主財源に算入する取扱いとされたい。 さらに、収支相償に関連して、みなし寄附金の損金算入限度額がスポーツ振興財団において十分に検討されていなかった。みなし寄附金の損金算入限度額については、税務当局に確認の上、収益事業の 2 分の 1 超についての適切な繰入額を検討されるよう要望する。	平成 26 年度の補助金精算については、補助金対象事業の収支決算及び財団全体の収支決算状況を基に、市と財団で他会計振替額の補助金対象自主財源への算入の取扱いについて協議を行った。 協議の結果、平成 26 年度については、補助事業の執行状況及び財団の収支状況がともに赤字を計上し、他会計振替額の 2 分の 1 超を公益目的事業会計の赤字補てんに充当しても、資金収支計算ベースとしても赤字となってしまうなど、厳しい状況である点を考慮し、他会計振替額（2 分の 1 超部分）については、補助金対象事業自主財源には算入せず、財団の公益目的事業会計の赤字補てんに充当することとした。 みなし寄附金の損金算入限度額については、平成 26 年度の収支決算において、税務当局にも確認の上、2 分の 1 超を選択し、繰入限度額まで算入した。

* 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団は、平成 31 年 4 月 1 日から公益財団法人千葉市スポーツ協会に名称変更した。

平成 26 年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8 法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2 法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第 3 外部監査の結果 II 各論

II - 3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果

3 - 2. 稲毛ヨットハーバーの管理許可に基づく事業の実施について（3）結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
①未収入金管理について【スポーツ振興財団】（報告書 P100） 稲毛ヨットハーバー事業における未収金について、次の点を考慮して適正な督促及び管理を実施することにより、未収金管理に関する内部統制の整備・運用状況について改善されたい。 - i 管理番号等に基づき、帳簿上の未収金額と補助簿である未収金一覧表、「未納者状況詳細」の整合性が一覧できるようにすること。 - ii 未収金に関する職員間の情報共有及び他のチェックすべき書類との整合性等の再確認・定期的なチェックを適切に行うこと。 - iii 未収金の評価について、未納者がどのようなレベルにあると評価することができるのか等を詳細に記載すること。 - iv 時効期間経過までの間にどのような回収努力が網羅的に行われているかについて、確認できるようにすること。 - v 稲毛ヨットハーバーの所属長、スポーツ振興財団事務局の経理担当者が内容確認の上、書面上に承認印を押印すること。	稲毛ヨットハーバー事業における未収金については、次の点を考慮して適正な督促及び管理を実施することとした。 - i 未収金管理における管理番号については現在艇の保管してある場所を使用しているが、その他に年度と連番による管理番号を設定することとした。 - ii 未収金の回収状況について、日時、請求方法及び連絡媒体、交渉内容、債務者の対応結果等、詳細に未納者台帳に記録する。また記録した台帳を基に、回収対策等進展状況についての報告会をハーバー内で 3 か月に 1 回定期的を実施し、決算期には経理担当を含めた職員間で情報共有を行うと共に相互チェックを実施することとした。 - iii 3 か月に 1 回実施する報告会の結果を基に、未納者台帳に回収対応について記載することとした。 - iv 未納者台帳に請求書の送付履歴、電話、訪問等の詳細と結果を記載することとした。 - v 上記の対応における報告等は決裁により承認を行い、組織として、共通理解を図ることとした。

* 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団は、平成 31 年 4 月 1 日から公益財団法人千葉市スポーツ協会に名称変更した。

平成 26 年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（８法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（２法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第 3 外部監査の結果 II 各論

II - 3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果

3 - 2. 稲毛ヨットハーバーの管理許可に基づく事業の実施について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
②レストラン運営会社の破産について【スポーツ振興財団】（報告書 P101） 稲毛ヨットハーバーのレストラン業務を受託していた会社の破産により、スポーツ振興財団では同社に対する債権が総額で 262 万円貸倒れとなった。 同社の破産に至るまで、同社からの支払が遅延し始めてから数か月間督促を行っておらず（書面による督促は一度）、請求書の支払期日は契約で定められた期日より 2 か月以上遅い期日としていた。同社の支払い遅延は最長で 6 か月にも及んでいたことから、契約書の解除要件にも該当していたものと考えられる。 また、同社が毎月提出していた月間販売実績を日々の経営状況の把握にも利用していれば、より早い段階で滞納債権の増加に対応することができたものと考えられ、契約解除などの対応を早期に行っていれば、多額の貸倒れを発生させることはなかったと考えられる。 今後同様の問題に適切に対応するよう、月間販売実績等のデータや実地での営業成績の状況を適時適切に把握する努力を行い、滞納債権が貸倒懸念債権と評価される前に文書により督促や催告等を実施し、早期の債権回収に努力されたい。	現在委託しているレストランから毎日提出される「売上報告書」を基に、月一回の事業者との打合せを実施し、経営状況の確認を行い、対応している。 また、経営動向を注視していくとともに、売上歩合収入の支払について延滞が起らないよう事業者と確認をしている。 さらに、延滞が発生した場合は、直接交渉・文書により迅速に督促を実施し、交渉記録・督促文書を基に事務局主導で早期債権回収に努める。

* 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団は、平成 31 年 4 月 1 日から公益財団法人千葉市スポーツ協会に名称変更した。

平成 26 年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8 法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2 法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第 3 外部監査の結果 II 各論

II - 3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果

3-2. 稲毛ヨットハーバーの管理許可に基づく事業の実施について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
③長期間放置ヨット等の廃棄について【スポーツ振興財団・スポーツ振興課】（報告書 P102） 平成 25 年度に長期間放置されていたヨット等について、約 1 か月間稲毛ヨットハーバー内で告知し、併せて過去 10 年間の陸置申請履歴等で所有者本人の確認を行う等の作業を行い、所有者不明と判断したものを廃棄している。 廃棄を行う前に法律専門家の助言を受けるなど慎重な対応が必要であった。また、今回の外部監査では除却した不明艇に係る保管料等の未収計上が適切に行われていたかどうかについて確認できなかった。 今後は、利用者との間の契約文書に相当する利用許可申請書等において、長期間料金を滞納した場合の処分等に関する規定を明記するよう検討されたい。また、ハーバー内の陸置場及び係留用浮桟橋の利用状況を的確に把握し、不明艇が発生しない管理に心掛けることを要望する。 なお、現場視察を行った際に、ハーバー内に存在した寄贈艇（A 級ディンギ等）が固定資産台帳に記載されていなかった。寄贈者の意思を再確認し、有効活用を検討し、固定資産台帳にも公正な評価額で受け入れ、記載することを要望する。	平成 28 年 4 月 1 日からの艇陸置場利用許可申請書において、未納付のまま納入期限から 3 か月を経過した場合は許可を取消すこと、許可取消日から 3 か月を経過した場合は当該艇を移動又は処分することを明記し、適用している。 また、週 1 回契約者のリストと現物の実地調査を行い、不明艇が発生しないよう管理している。 なお、寄贈艇（A 級ディンギ等）については、弁護士・会計士と協議し、平成 27 年度決算において、固定資産として 2 円（1 艇各 1 円づつ）受入れた。

* 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団は、平成 31 年 4 月 1 日から公益財団法人千葉市スポーツ協会に名称変更した。

平成 26 年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（８法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（２法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第 3 外部監査の結果 II 各論

II - 3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果

3 - 2. 稲毛ヨットハーバーの管理許可に基づく事業の実施について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
⑤改修工事の会計処理について【スポーツ振興財団】（報告書 P103） 平成 25 年度に実施した稲毛ヨットハーバー管理棟の改修工事に関し、建物附属設備及び什器備品と判断できたもの以外の、明確に判断できない部分を 7 対 3 の割合で構築物と修繕費に按分し、会計処理を行っている（法人税法基本通達第 8 節 7-8-5）。 当該工事に伴い取得した資産の内訳分析において、上記のように資産種類が不明とされた部分が多額であり、その資産を構築物という今回の工事と関係ない資産種類に集計し固定資産台帳に計上したことは、貸借対照表の固定資産の表示科目の金額を大きくゆがめ、今後の減価償却額に間違った大きな影響を与えるものである。 法人税法基本通達（第 8 節 7-8-5）の「資本的支出と修繕費の区分の特例」の適用には一定の条件が付されており、スポーツ振興財団には適用がないものと判断される。また、当初不明な工事部分とされた内容は分析の結果、一部を除き資産種類等が判明できるものであった。 今回の大規模改修工事に伴い取得した資産と修繕費、取壊し費用等の区分を会計理論的にかつ法人税法的にも適正に仕訳処理して、平成 25 年度において誤って処理し財務諸表に歪みを生じさせた項目について、適正な表示科目と表示金額に修正するよう、努力されたい。 なお、当該工事契約を行うに当たり、参考見積を結果として落札した業者の 1 社からしか入手していなかったため、入札の公正性を確保するためにも、複数社からの参考見積を入手し、予定価格の基礎となる設計金額を作成するよう要望する。	稲毛ヨットハーバー管理棟の改修工事については、工事費内訳書を基に資産と修繕費との区分を再度検証したが、明確に判断することはできなかった。 また、明確に判断できない部分の会計処理については、建物所有者以外に対する明確な指標がなかった。 このことから、法人税法基本通達第 8 節 7-8-5 に従い、資産と修繕費が明確に判断できない部分を 7 対 3 の按分率を適用することが合理的であると判断した。 固定資産科目については、「構築物」から「建物」に修正し、建物の減価償却年数を 50 年から稲毛ヨットハーバー建物自体の残存年数に合わせ、減価償却率を修正した。 なお、入札の公正性を確保するために、予定価格の基礎となる設計金額については、今後は複数社からの参考見積を入手し積算することとした。

* 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団は、平成 31 年 4 月 1 日から公益財団法人千葉市スポーツ協会に名称変更した。

平成 26 年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8 法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2 法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第 3 外部監査の結果 II 各論

II - 3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果

3 - 2. 稲毛ヨットハーバーの管理許可に基づく事業の実施について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
⑦書類管理について【スポーツ振興財団】（報告書 P106） 破産した稲毛ヨットハーバーレストラン運営会社から、レストラン運営業務契約書に基づき、毎月の売上報告書等を入手し、月に 1 回売上集計表を作成していたが、管理事務所改修工事の際に、平成 23 年 1 月の売上集計表以外の関係書類を倉庫の空きスペースがないという理由で廃棄している。しかし、文書取扱規程では、会計に関する書類は 10 年間保存が義務付けられている。 文書管理の基本を再度認識しルールに基づいた文書管理を実施されたい。	文書管理規程に基づき、文書管理を行うことを目的に、新たに文書管理の方法についてマニュアルを整備するとともに、各職員への周知徹底を図った。

* 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団は、平成 31 年 4 月 1 日から公益財団法人千葉市スポーツ協会に名称変更した。

平成 26 年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8 法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2 法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第 3 外部監査の結果 II 各論

II - 3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果

6. その他の監査結果について

（1）財務諸表項目及び表示の監査結果について ③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ア. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳について【スポーツ振興財団】（報告書 P115） スポーツ振興財団の計算書類に対する注記 8 「指定正味財産から一般正味財産への振替額」について、ヨット・ボード事業用積立資産取崩による振替額として 241 万 4,997 円計上されているところ、この内訳の記載は誤りであり、正しくは「海域監視・施設管理用積立資産取崩による振替額」であった。適正な表示に修正されたい。	理事会及び評議員会において「ヨット・ボード事業用積立資産取崩による振替額」から「海域監視・施設管理用積立資産取崩による振替額」へ修正の報告を行い、適正な表示に修正した。

* 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団は、平成 31 年 4 月 1 日から公益財団法人千葉市スポーツ協会に名称変更した。